

徳島県告示第二百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	廃止年月日
上板整形外科クリニック	板野郡上板町西分字君ノ木七 ―	医療法人昭整会	令和六年十二月二十一日
おりはら歯科医院	徳島市佐古四番町五―二二	折原 佳実	同 三十一日
橋川歯科	同 南島田町三丁目五五	橋川 恵一	同
野口歯科医院	同 富田橋一丁目二七	野口 圭司	同
田村歯科医院	名西郡石井町石井字石井四― 二―	田村 憲正	同
やまと調剤薬局	徳島市大和町二丁目三―四八 大和ハイツ一階	株式会社メディン ス	同
門田薬局大野店	同 八万町大野九―一三	同	同
門田薬局住吉店	同 住吉二丁目一―一七	同	同
門田薬局中島田店	同 中島田町四丁目一―三	同	同
とくしま調剤薬局	同 昭和町四丁目三三	同	同
トマト調剤薬局上板店	板野郡上板町西分字君ノ木七 ―三	レリープ株式会社	令和七年一月二十四日
山本外科医院	小松島市日開野町字高須一― 九	山本 雅資	同 二月十一日